

丸亀市文化芸術基本計画実施計画について

1. 関係資料

- ① 議事資料 1－1：丸亀市文化芸術基本計画実施計画
 - ・基本計画で定められた施策を事務事業（P6）として明らかにしたもの
 - ・基本計画の基本理念や基本目標の達成状況を把握するもの
- ② 議事資料 1－2：丸亀市文化芸術基本計画実施計画 評価参考資料
（現時点では非公開のため、同封していません。）
 - ・達成状況を評価（把握）の参考にしたもの
 - ・「令和 6 年度主要施策の成果に関する報告書」及び「令和 7 年度丸亀市行政評価内部評価（1 次評価）結果報告書」の該当する事務事業部分を抜粋したもの

2. 評価の流れ

- ① 該当する事務事業の担当課により「令和 6 年度主要施策の成果に関する報告書」及び「令和 7 年度丸亀市行政評価内部評価（1 次評価）結果報告書」を作成。
※両報告書は、年度ごとに決算に合わせて全事務事業を対象として作成するもの。
- ② ①で作成された両報告書にある事業の成果や課題、指標の進捗状況、評価のほか、必要に応じて担当課への聞き取りなどを実施し、これらを参考に文化芸術施策の推進の視点で、議事資料 1－1 の P10～P16 における各基本方針の指標及び基本目標の総括を作成。
- ③ 議事資料 1－1 の P9「基本理念の総括」において、②で作成した P10～P16 の内容を踏まえた各基本方針の評価を行うとともに、これらを集約する形で基本計画全体の事業評価を行っている。
※P9「基本理念の指標」の値については、次期総合計画策定時のアンケートにて算出する。